

Press

Release



石川県警察

特殊車両の合同取締り結果をお知らせします

過積載車両や大型車両の違法運行に伴う道路・橋梁の損傷や、重大事故を未然に防止する事を目的に、金沢河川国道事務所、石川県警察本部による合同取締りを以下のとおり実施しました。

合同取締り実施内容

取締り日時：令和6年6月18日（火） 14時 ～ 16時

取締り場所：国道8号 加賀特殊車両指導取締基地 加賀市熊坂町222番地

取締り実施台数：3台 うち違反指導：1台（無許可）

【取締り実施状況】



【問い合わせ先】

【道路法に基づく取締りについて】

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長 藤 真生
〒920-8648 金沢市西念4丁目23番5号 TEL:076-264-9917

【道路交通法に基づく取締りについて】

石川県警察本部 交通部 交通指導課次席 宮 務
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-0110(代)

特殊車両は通行許可または通行確認が必要です

車両の幅・高さ・重量・長さなど一般的な制限値をどれか一つでも超える車両は「特殊車両」と言います。

この「特殊車両」は道路・橋などを傷つけないよう、また、他の通行車両に影響（迷惑）をかけないように通行するよう、通行の際には許可または確認をとることとされています。

車両の諸元		一般的制限値	
幅		2.5メートル	
長さ		12.0メートル	
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)	
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)	
	軸重	10.0トン	
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満	18.0トン※
		隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上	20.0トン
輪荷重		5.0トン	
最小回転半径		12.0メートル	

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください

特殊車両 通行確認制度 運用開始



特殊車両通行の手続きは 早い・簡単・便利な 通行確認制度で!



急な輸送依頼にも対応できるので、荷主様にも大変喜ばれています。

(X運輸会社 A様)

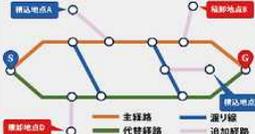


オンラインシステムは操作も簡単だし、自動で経路検索してくれるので助かります。

(Y建設会社 B様)

こんな場合に特におすすめ!

■ 固定ルートで途中に積み・積卸地点が多い
→2地点双方向2経路検索+追加経路



元経路(S-G)主経路/代替経路の往復にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可料率の手料料は1,600円なのに対し、確認制度の手料料は1,000円!

取得済み経路に新たな積み・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い
→都道府県検索+追加経路



元経路(S-G)往復に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可料率の手料料2,400円に対し、確認制度は1,300円!

急な依頼でも県庁府県庁舎で自動的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアックスレオラの高速度道路の経路確認が可能に!
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携帯に必要な回答書一式の文書量を削減!
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

無料でお試し検索!

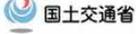
・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948



 国土交通省

今後も使いやすいシステムに改善していきます!